

自衛隊の徒歩訓練中止を 市長や自衛隊守山師団などに申し入れ（5月19日）



市役所所出の申し入れ

日本共産党名古屋市議員団は、5月19日、陸上自衛隊の市街地での徒歩訓練を中止するよう、河村市長、守山区長、陸上自衛隊守山師団長に申し入れました。

自衛隊の徒歩訓練は昨年度だけでも10回に及び、今年度もすでに2回の実施が行われています。訓練の目的は「徒歩行進に関する基礎的事項の概要の修得」とか「体力の向上」というのですから銃を持ち、市街地で行う必然性はありません。以前に訓練を目撃した市民からは、「びっくりした。不気味だ」「異様だ。子どもには見せたくない」などと不安の声があがっています。

ます。

名古屋市長には、市民生活を脅かす徒歩行進訓練を行わないように、自衛隊にはたらきかけるように申し入れを行いました。総務局の総合調整室が申し入れ書を受け取りました。自衛隊に対しては、師団長あてに、訓練の中止を申し入れました。そして、自衛隊からの通知を受け取っている守山区に対しては、21日の訓練に立ち会うこと、市街地で行進訓練の情報を市民に提供することを申し入れました。

（市長へ）陸上自衛隊第10師団に対して徒歩行進訓練の中止を働きかける申し入れ

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党名古屋市議員団 団長 田口一登

日本国憲法は、前文および第9条で、戦争放棄、戦力を持たないと平和主義を定めています。自衛隊を含むすべての公務員は、憲法を遵守する義務をもっています。

さて先日、陸上自衛隊第10師団から守山区長あてに、5月21日に、隊員126名が日中、迷彩服を着用し小銃などを装備し、庄内川、矢田川河川敷や周辺市街地において徒歩行進訓練を行うとの通知がありました。さらに5月27日にも、隊内生活体験入隊隊員（A会社）40名が日中、同様の徒歩行進訓練を行う通知が送られてきました。

21日の訓練の目的は「徒歩行進に関する基礎的事項の概要を修得させる」となっており、また、27日の訓練は「体力の向上を図る」となっています。わざわざ銃を持ち、市街地で行う必然性はありません。訓練は、小中学生などの

通学とも重なる時間となっており、河川敷など市民の憩いの場も通過する予定になっています。以前に訓練を目撃した市民からは、「びっくりした。不気味だ」「異様だ。子どもには見せたくない」などと不安の声があがっています。市街地での迷彩服を着て銃を持つての徒歩行進訓練は、市民生活に大きな不安をあたえます。市街地での訓練は中止すべきと考えるものです。

今、安倍政権による「戦争法案」策定の動きの中で、自衛隊が、海外で米軍の戦争に参加し武器を使用する危険な任務を担う軍隊に変えられようとしています。戦争を想定した訓練は、戦争を放棄した日本国憲法の下では、そもそもあってはならないものです。

市長として、平穏な市民生活を脅かす市街地での徒歩行進訓練はやめるよう、陸上自衛隊第10師団に働きかけることを要望いたします。

（守山区長へ）陸上自衛隊第10師団の徒歩行進訓練に関する 情報提供等を求める申し入れ

守山区長 三宅基幸様

日本共産党名古屋市議員団 団長 田口一登

〃 市議員 くれまつ順子

日本国憲法は、前文および第9条で、戦争放棄、戦力を持たないと平和主義を定めています。自衛隊を含むすべての公務員は、憲法

を遵守する義務をもっています。

（中略）

- 1 5月21日の徒歩行進訓練に立ち会い、市民の安全が確保されるようにすること。
- 2 徒歩行進訓練について、日時、人数、装備、経路などの情報を市民に提供すること。



守山区役所にて



守山駐屯地の正門前にて

（自衛隊へ）市街地における徒歩行進訓練の中止を求める申し入れ

陸上自衛隊第10師団師団長 山本頼人様

日本共産党愛知県委員会委員長 岩中正巳

〃 名古屋市議員団 団長 田口一登

日本国憲法は、前文および第9条で、戦争放棄、戦力を持たないと平和主義を定めています。自衛隊を含むすべての公務員は、憲法

を遵守する義務をもっています。

（中略）

以上により、日本共産党愛知県委員会、日本共産党名古屋市議員団は、陸上自衛隊第10師団の市街地における徒歩行進訓練の中止を求めます。